

第6章

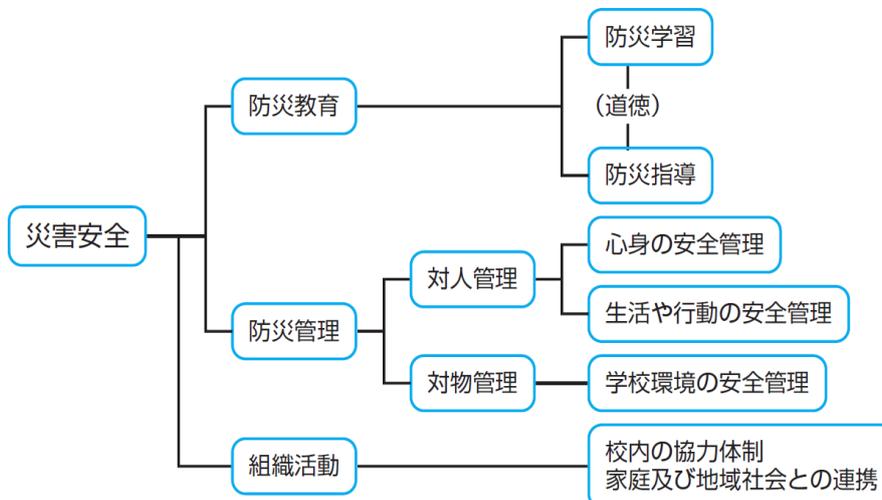
防災・減災教育のあり方

1. 学校安全の構造と学校防災

学校安全のねらいは、幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を確保するための環境を整えることである。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や生活指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。

学校安全の一領域である「災害安全」は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



(1) 防災・減災教育

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。

また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、幼児児童生徒の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り上げられることが多い。なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義をもつ。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、関連する

教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。幼稚園教育要領では、そのねらい及び内容において、安全に関する指導に当たっては「情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること」や「交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること」とある。

総じて、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校園づくりや家庭や地域社会と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災・減災教育を推進することが重要である。

(2) 防災管理

防災教育を効果的に推進することと併せて、防災管理の徹底を図ることが重要である。学校園における防災管理は、校園長のリーダーシップの下、自然災害の発生を想定し、事故の原因となる学校園環境の危険を速やかに除去したり、災害発生時や事後に適切な応急手当や安全措置がとれる体制を確立したりするなど、幼児児童生徒の安全を確保することを目指して行われるものである。平常時からの幼児児童生徒一人一人の心身の状態の把握や個に応じた安全に関する指導、想定される被害等を踏まえた避難経路の確保並びに施設・設備等の安全点検及び改善措置を行うとともに、危険が予想される場合に教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、災害発生時や事後の体制整備等について、研修等により教職員の共通理解の徹底を図ることが大切である。

(3) 災害安全に関する組織活動

防災教育及び防災管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが、災害安全に関する組織活動である。校園内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。大きな災害の後には専門家と連動した心のケアにも配慮しなくてはならない。

また、すべての教職員の安全に関する意識や知識・技能を向上させるため、学校安全計画に校内研修・園内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した研修を行うことが必要である。

さらに、地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校園づくりに努め、保護者や地域住民、教育委員会や防災担当部局、消防署や自主防災組織など地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めることが重要である。

2. 防災・減災教育のねらい

防災教育は様々な危険から幼児児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。したがって、防災教育のねらいは「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文科省、2010)に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校園、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校・降園途中や在宅中に被害に遭った幼児児童生徒がいた。自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためには、日常生活においても危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があることにも注意が必要である。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されており、このことは、学校園における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながるのである。

これらの防災教育として必要な知識や能力等を幼児児童生徒に身に付けさせるためには、その発達の段階に応じた系統的な指導が必要である。現在も学校園においては防災教育が実践されているが、年数回の避難訓練時の全体指導や、その前後の学級活動等で行われることが多い。防災教育は、各教科等のように発達の段階に応じた目標や内容が示されておらず、学校園においては指導の体系化が求められていた。

そこで、本参考資料では、幼稚園児から高校生まで、幼児児童生徒の発達の段階に合わせた防災教育の目標を設定するとともに、指導する内容の整理を行った。

次ページの「発達の段階に応じた防災教育」は、前述した防災教育のねらいに迫るため、各校種ごとの目標とねらいの項目ごとの目標を示している。校種間の‘つながり’や‘学習の発展性’を考慮し、幼児児童生徒の発達の段階に応じ身に付けさせたい知識や能力の基本となる考え方である。この体系は、第7章の各校種ごとの防災・減災教育モデルカリキュラムとリンクしており、各教科等の学習を通して防災・減災教育の目標に迫る授業展開例・実践事例も掲載している。

《学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）参照》

発達段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識・思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識・思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見つけた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

3. 防災・減災教育推進上の留意点

防災教育には災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然は人間に対して多くの恩恵を与えていることも忘れてはならない。例えば、豊富な水量が稲作農業等に欠かせなかったり、火山活動や地殻変動が優れた景観や温泉などをつくり、降雪はスキーなどのレジャーやスポーツにも関係し、地域の活性化に結びついたりもしている。自然と人間との関わりは、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、修学旅行などの学校行事、その他の特別活動など、様々な教育活動を通して学ぶことができる。実際、地域の自然に根ざした実践的な教育活動が各地で展開されている。このような機会を利用して、自然は人間にとっていつも都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があることを幼児児童生徒が意識するようになることを期待したい。

自然災害についての教育は自然と人間との関係を考える点で環境教育とも大いに関連している。また、自然災害による被害は発展途上国で大きくなりやすく、国際理解教育等とも関連して取り扱うことも考えられる。例えば、治水・利水等については、日本だけでなく、稲作農業を中心とする東アジア全体の課題でもある。地震、津波や火山活動によって生じる災害は環太平洋の国々にとっても共通の関心事である。日本は戦後、膨大なエネルギーと費用をかけ、治水事業に取り組んできた。その成果として洪水による被害は激減することになった。しかし、逆に、これが、大人も含めて水害の危険性を有する河川に対する認識の弱さにつながる可能性もある。自然災害や防災を考えるためには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えた教育の展開も望まれる。

また、道徳教育とも関連して、中等教育段階で自然に対する「美しさ」、「感動」さらには「畏れ」を知ることは、人間の環境へのはたらきかけとともに、自分の生き方を考えるきっかけになるとも言える。

4. 教科等における指導の機会

幼稚園教育要領においては、ねらい及び内容の考え方として「幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。」としている。また、領域「健康」のねらいの1つを「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する」としており、内容として「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」と示している。さらに、小学校、中学校学習指導要領の総則において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」としている。

これらのことから、学校園における安全教育の一環として行う防災教育は、関連する教科等の内容の重点の置き方を工夫したり、有機的関連を図ったりするなどして、幼稚園、小学校、中学校の

教育活動全体を通じて適切に行うよう努める必要がある。

防災・減災教育の推進にあたっては、災害発生時には自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる幼児児童生徒を育てていくという視点で目標を掲げ、実践に取り組んでいく必要がある。さらに、家庭・地域の人たちとの連携を密にし、家族、地域の人たちと関わり合いながら活動していくことにより、地域の防災力を高めることも可能である。

また、教育活動の様々な場面でに行われている縦割り活動を防災学習に生かし、小学校であれば高学年が学んだことを下級生に教えるなど共に学ぶ活動を行うことで、生命の大切さ、思いやりの心を持った児童を育てることができる。

なお、幼児児童生徒に防災に関する知識・理解を深めさせ、行事や避難訓練、防災管理等の計画の見直しを行うにあたっては、教職員の防災意識・知識の向上を図る取組や、地域に向けた情報発信、家庭・地域の防災組織と連携した活動を積極的に取り入れていくことが重要であり、その実践が災害に強い学校園・地域づくりに進展していくことになる。

5. 家庭、地域社会と連携した指導の機会

学校園における防災・減災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に適切に対応できる能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校園で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校園における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

例えば、家庭における家族会議、緊急地震速報放送時の訓練、災害時伝言ダイヤルの利用体験、防災センター等における体験学習の実施、地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験学習、地域と学校の合同防災避難訓練の実施等などが考えられる。さらに、幼児児童生徒が地域の一員として役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき幼児児童生徒の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

【連携の例】

- ・過去の災害や地域の対応を踏まえた防災教育カリキュラムの開発
- ・地域と学校園が協働した防災訓練
- ・学校園で行う安全教育や訓練に、地域人材の指導を活用する。
- ・地域にある安全に関する施設（防災センター等）を教材として活用する。
- ・地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- ・地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする。
- ・地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育てる。 等

6. 教職員研修の充実

教職員は、幼児児童生徒が自ら安全に行動し、他の人が社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校園の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。したがって、教職員は学校園における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校園や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

(1) 学校安全の中核となる教員の養成と研修

学校園においては、学校安全計画に研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修・園内研修を行うことが求められる。校務分掌中に学校安全の中核となる教員を位置づけ、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制及び園内体制の整備も必要である。

【研修内容の例】

- ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・教職員の安全確保と安否確認の方法
- ・幼児児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・幼児児童生徒の引き渡し等の方法
- ・幼児児童生徒の危険予測、回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・幼児児童生徒の心のケアに関すること 等

《学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）参照》

《学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）より引用》

●資料● 引き渡しと待機について

(文部科学省 学校防災マニュアル《地震・津波災害》作成の手引きより引用)

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。



1 引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先にするため以下のような点に注意が必要です。

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。

引き渡しのルール(例)

学校を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。		

2 学校に待機させる場合の留意点

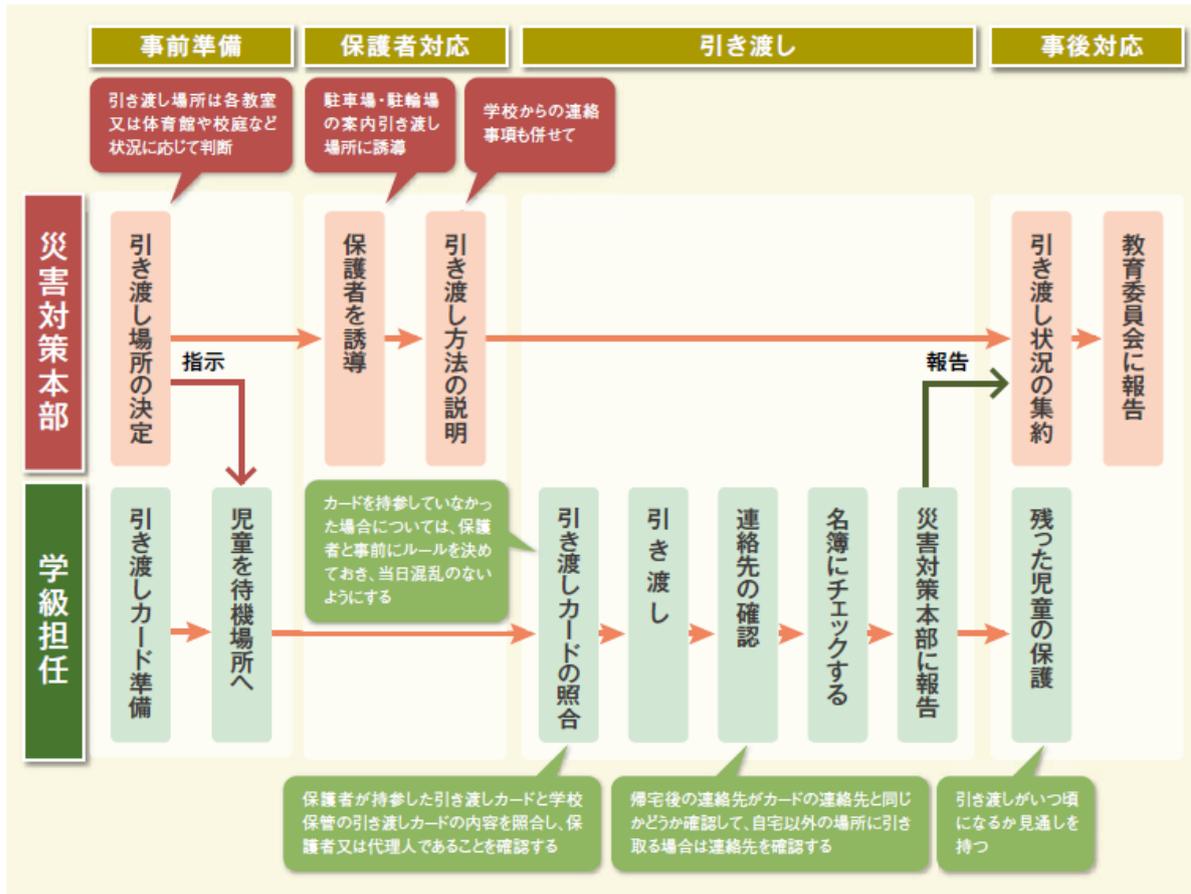
大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられます。児童生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意しましょう。

- 不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などの連携を図る。
- 近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

3 引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

■ 校内における引き渡しの手順(小学校の例)



■ 校外で引き渡す場合の流れ

1. 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
 2. 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
 3. 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。
- ※校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくことよ。

■ 校内における引き渡しの手順(小学校の例)

緊急時引き渡しカード(例)					
(児童名)		(きょうだい)			
年 組		年 組	年 組		
番号	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)		児童との関係	チェック欄
1	保護者	電話 [- -]			
		携帯 [- -]			
		住所 []			
2					
3					
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。					